

かいてき 便利

平成 16 年 11 月 1 日発行

第4号

INDEX

最近の動向

「千代田区で適正化シンポジウムを開催」
「縦覧審査等の業務処理説明会開催」

報酬算定・運営基準のQ & A

「通院介助において、行きの付添いと帰りの付添いの間隔が2時間以上あいていない場合、報酬算定はどうなるの？」

お知らせ

「要支援者の福祉用具貸与利用状況について」

千代田区で適正化シンポジウムを開催

最近の動向

さる10月19日、いきいきプラザ一番町カスケードホールにて、千代田区内を中心とするケアマネージャーを対象に介護サービスレベルアップ講習会（千代田区主催）が開催されました。本講習会では、介護サービス事業所のレベルアップを目的として「給付適正化って何？」をテーマとしたシンポジウムが行われ、行政側代表として厚生労働省介護保険課課長補佐の重永将志氏、東京都指導検査室指導第一課課長補佐の奥澤勉氏、千代田区介護保険課長の歌川さとみ氏が、又、事業所側代表として（株）ジャパンケアサービス取締役の浦谷馨氏がシ

ンポジストとして参加しました。議論は各方面から見た給付適正化の意義を中心として始まり、現在話題となっている制度見直しについても話が展開されました。とりわけ歌川氏からは、千代田区における適正化に対する基本的な考え方として、「事業者の摘発を目指しているのではなく、事業者の育成支援を重視している」との話があり、また、会場の聴講者からも日頃感じている疑問点など様々な質問が寄せられ、シンポジストも含めて活発な議論が交わされました。



講習会（シンポジウム）の様子

縦覧審査等の業務処理説明会開催

最近の動向

10月5日、都国保連にて、適正化対策の一環として「縦覧審査^{注1}等の業務処理について」の説明会が開催されました。対象は各区市町村給付担当者で、50の区市町村が参加しました。

当日は国保連の介護事務審査課藤野係長をはじめ各担当職員から、「今までの縦覧チェック一覧表を保険者に提供する方法から、今後は国保連が事業所との確認調整業務を強化し、保険者に代わって一括して過誤調整する方法に変更したい」旨の説明がありました。この方法に変更することで、保険者と事業所との確認調整業務が大幅に縮小され、事業所においても国保連を中心に効率良く確認調整ができるものと期待されています。

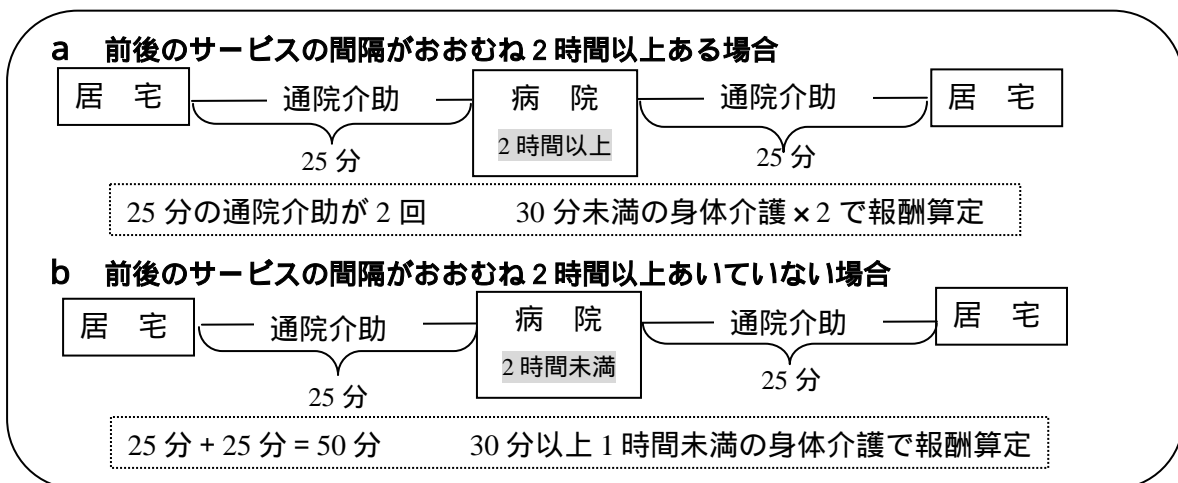
なお、このように国保連が保険者に代わって実施する方法は「縦覧チェック一覧表」に係る過誤調整に限ってであり、事業所で気が付いた「請求誤り等の過誤申立」は従来どおり保険者に対して行うことに変更はないということです。

注1：同一月に同一被保険者に対して施設サービス事業所と居宅サービス事業所の双方から請求があるケース等、どちらのレセプトに請求誤りがあるか国保連の月次審査では確認ができない事項について、直接事業所に請求内容等の実績の確認を行い、誤りが判明した場合には、保険者へ過誤申立をするよう依頼しています。

Q: 通院介助において、行きの付添いと帰りの付添いの間隔が2時間以上あいていない場合、報酬算定はどうか？ 報酬算定・運営基準のQ & A

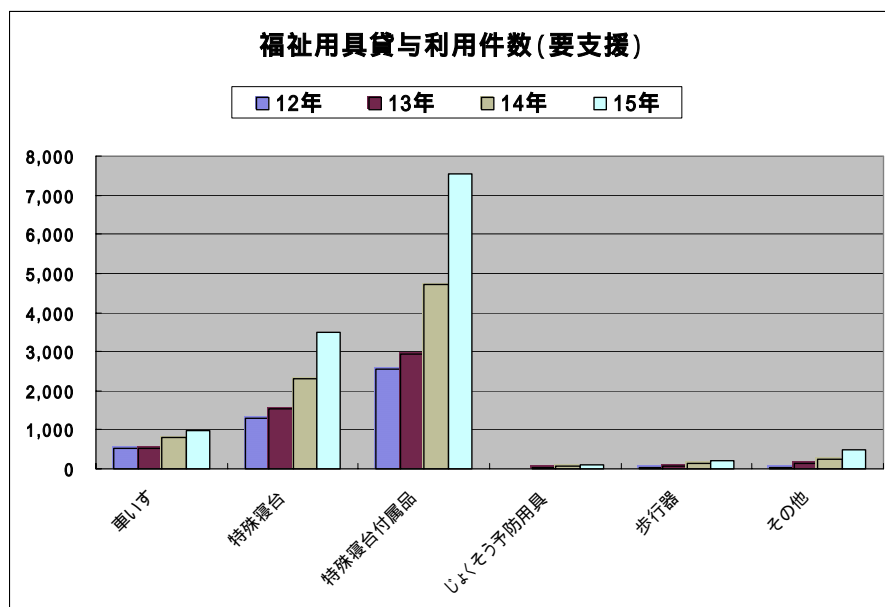
A: 1日に訪問介護を複数回算定する場合には、時間の間隔がおおむね2時間以上あいていることが原則です。(老企第36号改正通知)従って、居宅から病院までの通院介助と、診察終了後の病院から居宅までの通院介助との間隔が2時間を満たさない場合には、帰りのサービスについては別途身体介護の報酬を算定することはできません。

ただし、病院での診察時間(待ち時間等を含む)が2時間に満たないケースは、同通知に示される「利用者の特別な事情」という例外ケースに該当するとみなし、下図aのように個々の算定ではなく、下図bのように行きと帰りを通算した時間で報酬算定を行います。なお、居宅から病院までの通院介助に要する時間(病院から居宅までの通院介助に要する時間)が20分未満である場合には前後を通算して20分以上となる場合であっても身体介護の報酬は算定できません。



要支援者の福祉用具貸与利用状況について お知らせ

この表は要支援者が福祉用具貸与を利用した件数の実績です。どの種目も毎年度利用件数が増加しており、特に特殊寝台や特殊寝台付属品の近年における利用の伸びは顕著です。「かいてき便り第1号」でもお知らせしましたとおり、国で示した福祉用具のガイドラインでは、身体状況に見合った適切な用具の利用について解説されています。特に軽度者であって、福祉用具貸与を受けている利用者については、再度その必要性について考えてみましょう。



	12年	13年	14年	15年
車いす	531	509	788	981
特殊寝台	1,276	1,537	2,308	3,503
特殊寝台付属品	2,567	2,931	4,720	7,531
じょくそう予防用具	7	28	61	106
歩行器	47	79	145	215
その他	43	137	252	486

東京都国保連給付実績データ(各年11月審査分)による